

次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

令和4年4月8日

静岡県知事 川勝平太

土地改良区名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
大井川土地改良区 維持管理事業 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町	島田市役所 焼津市役所 藤枝市役所 牧之原市役所 吉田町役場	令和4年4月8日から 令和4年5月11日まで